



令和7年度

保育所等入所のしおり

三朝町では、令和7年度の保育所等入所受付を随時実施しています。入所を希望される方は、各保育所または役場町民課に備えつけの「支給認定申請書兼入所申込書」に必要事項を記入の上、手続きをお願いします。

1 受付期間

随時実施。

2 入所対象児童

入所対象は、次のいずれかに該当する児童です。

- 保育が必要でない3歳から就学前までの児童
- 保育が必要な0歳から就学前までの児童

3 書類提出方法

町内の保育所等（みささこども園、賀茂保育園）及び三朝町町民課で「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育入所申込書（以下「入所申込書」という。）」を配付します。入所申込書及び必要な添付資料（「5 入所申込に必要な書類」を参照）を全て揃えて、以下の提出先へ提出してください。

区分	提出先
町内の保育所等を希望する場合	入所を希望する保育所等、又は役場町民課
町外の保育所等を希望する場合	役場町民課

4 支給認定について

幼稚園や保育所、認定こども園等に入所するためには、三朝町から「認定」を受ける必要があります。この「認定」は、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて下記の3つに区分され、区分に応じて入所できる施設が異なります。

◆支給認定の区分◆

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
教育認定 (1号)	保育を必要としない3歳から5歳の子ども(※1)	幼稚園 認定こども園
3歳以上保育認定 (2号)	保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする3歳から5歳の子ども	保育所 認定こども園
3歳未満保育認定 (3号)	保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする0歳から2歳の子ども	保育所 認定こども園

(※1) 両親ともに就労している場合でも、1号認定を受けて幼稚園等に通うことができます。

◆保育認定（2号、3号）を受けられる方◆

保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を行うことが困難な場合に限って保育の認定を行います。「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」といった理由では認定できませんので、ご注意ください。

年度の中途において、保育の必要性の理由が変更となった場合には、別途手続きが必要ですのでお知らせください。

<保育の必要性の理由>

- (1) 保護者が就労している。
- (2) 母親が妊娠中あるいは出産前後である。
- (3) 保護者に病気やけが、心身に障がいがある。
- (4) 保護者が親族の介護・看護をしている。
- (5) 保護者が震災、風水害、火災その他の災害による被害を受け、その復旧にあっている。
- (6) 保護者が求職活動中である。
- (7) 保護者が就学している。
- (8) 虐待やDVのおそれがある。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育所を利用している。
- (10) その他、上記に類する状態として町が認める場合。

◆保育の必要量◆

保育認定（2号、3号）の場合、上記の「保育の必要性の理由」によって、保育の必要量が異なります。保育の必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分され、施設を利用できる時間が異なります。

区分	施設利用可能時間	対象事由
保育標準時間	11時間／日 (7:15～18:30)	フルタイム就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護、災害復旧、虐待・DV
保育短時間	8時間／日 (8:15～16:15)	パートタイム就労、求職活動、育児休業

※保護者が就学している場合は、その状況に応じて「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに区分します。

※上記（ ）内は、三朝町内の保育施設についての月曜から金曜の保育時間です。町外の施設については各園にご確認ください。

5 入所申込に必要な書類

入所申込に必要な書類は次のとおりです。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 入所申込書
- ②各添付書類（5ページの「添付書類について」を参照してください。）

※①の書類は、児童1人につき1部を提出してください。

6 個人番号（マイナンバー）の記入について

令和7年度の新規入所の方は、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。（令和6年度から継続して入所の方は不要です）

併せて、マイナンバーを記入した場合は、正しい番号であることの確認（番号確認）と申請者本人であることの確認（本人確認）が必要ですので、次の書類を役場町民課でご提示いただくか、写しを添付してください。

◆番号確認と本人確認に必要なもの◆ (申請者本人のみ)

区分	必要なもの
個人番号カードをお持ちの方	個人番号カードのみ (写しを添付する場合は、両面が必要です。)
個人番号カードをお持ちでない方	①番号確認書類(個人番号の通知カード、個人番号が記載された住民票など) ②本人確認書類(運転免許証やパスポート等の顔写真付き公的証明書の場合は1点、保険証や年金手帳等の顔写真付きでない公的証明書の場合は2点)

7 保育料について

保護者の市町村民税額を基に階層を決定し、認定区分及び保育必要量に応じた料金を保育料として徴収します。なお三朝町では、子育て支援の一環として、第2子以降の保育料を無償化しています。

<参考：令和7年度保育料徴収基準額表>

三朝町における 階層の定義 (住所地により異なります)		徴収金基準額 (保育料月額)				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		保育を必要としない子ども (幼稚園等)	保育を必要とする3歳以上の子ども (こども園、保育園)		保育を必要とする3歳未満の子ども (こども園、保育園)	
		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)及び町民税非課税世帯	0	0	0	0	0
2	町民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	5,000	4,000
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	0	0
3	48,600円未満	0	0	0	12,000	9,500
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	5,500	4,250
4	48,600円以上 72,800円未満	0	0	0	19,000	15,000
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	9,000	7,500
5	72,800円以上 77,101円未満	0	0	0	20,000	16,000
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	9,000	8,000
6	77,101円以上 97,000円未満	0	0	0	20,000	16,000
7	97,000円以上 133,000円未満	0	0	0	27,000	21,500
8	133,000円以上 169,000円未満	0	0	0	28,000	22,500
9	169,000円以上 301,000円未満 (父母の合計)	0	0	0	30,000	24,000
10	301,000円以上	0	0	0	32,000	25,500

※3歳以上の児童には、副食費(おかず、おやつ代)主食費に要する費用が園で徴収されます。

(参考：町内の園の副食費は令和7年度一律4,600円、主食費は500円です。)

※令和7年度の保育料・副食費の算定は前期(4月)と後期(9月)の2回行う予定です。前期は前年度、後期は当該年度の市町村民税額により決定します。

※認定の年齢区分は4月1日が基準日となります。

8 審査結果の通知等

- ・通常は支給認定申請から30日以内に適否を決定（子ども子育て支援法第20条第6項の規定による）しますが、新年度入所に向けた認定事務が集中し審査に時間を要するため、審査結果は2月上旬頃にお知らせする予定です。
- ・町外施設を希望される場合、園により入所要件や結果通知の時期が異なる場合があります。
- ・入所希望者が定員を超えた場合、より保育の必要性が高い児童を優先して入所順位を決定します。
- ・園児数の関係により、異年齢での合同クラス編成となる場合があります。
- ・新規入園の方は、各園で説明があります。なお、特に園に伝えておきたい旨がある方はその際にお申し出ください。

9 町内保育所等の一覧

施設名	所在地	定員	開所時間 (月～金曜の平日)		延長保育 (月～金曜の平日)	土曜保育	0歳児 保育
			保育 標準時間	7:15～ 18:30			
みささ こども園	三朝町 横手	2, 3号 70人	保育 標準時間	7:15～ 18:30	～19:30	7:15～11:30 (11:30～18:30)	○
			保育 短時間	8:15～ 16:15		7:15～8:15 16:15～19:30	7:15～11:30 (11:30～18:30)
		1号 15人	教育 標準時間	8:15～ 16:15	7:15～8:15 16:15～19:30	—	—
賀茂保育園 (指定管理)	三朝町 本泉	2, 3号 60人	保育 標準時間	7:15～ 18:30	～19:30	7:15～11:30 (11:30～18:30)	○
			保育 短時間	8:15～ 16:15		7:15～8:15 16:15～19:30	7:15～11:30 (11:30～18:30)

※定員は、令和7年度現在の定員です。

◆ 延長保育、延長預かりの利用料 ◆

延長保育、延長預かりを利用する場合、1回あたり次のとおり「利用料」が必要です。

※土曜日は、両園とも夕方の延長*（18:30～19:30）を行いません。

7:15					19:30
保育標準時間	通常保育時間			300円*	
保育短時間	200円	通常保育時間	400円	300円*	
教育標準時間	200円	通常教育時間	400円	300円*	
8:15		16:15		18:30	19:30
↑土曜なし					



【問合せ先】

〈入所、保育料等に関する事〉	役場町民課	43-3505
〈町内各園〉	みささこども園	43-5770
	賀茂保育園	43-0555

添付書類について

入所申込書に添付する必要がある書類は以下のとおりです。各家庭の状況により異なる書類が必要ですので、内容を確認し、全ての書類を揃えて提出してください。

1 保育が必要な事由を証明する書類

保育が必要な事由に応じて、下の表の書類を提出してください。

※教育認定（1号）を希望される方は、提出不要です。ただし、延長預かり保育を希望される方は別途書類が必要になる場合があります。

※兄弟姉妹が同時に申込む場合、提出は1部で結構です。

保育が必要な事由	提出書類
就労（会社員等でフルタイム就労の場合）	① <u>令和6年度から継続入所の方で、就労状況（勤務先、勤務時間）に変更がない方</u> ↓ ・事業所の健康保険証の写し ② <u>新規入所希望の方</u> ③ <u>令和6年度から継続入所の方で、就労状況（勤務先、勤務時間）に変更がある方</u> ↓ ・就労証明書
就労（パートタイム、居宅内労働等の場合）	・就労証明書
自営業	・就労証明書
妊娠・出産 （ <u>認定期間は産前3か月・産後2か月</u> ）	・母子健康手帳の写し（表紙・予定日欄）
保護者の疾病、障がい	・申立書（就労以外）及び診断書等の証明書類
長期（1か月以上）にわたる病人等の看護・介護	・申立書（就労以外）及び診断書等の証明書類
災害復旧	・申立書（就労以外）及び罹災証明書
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	・在学証明書、学生証等
求職活動 （ <u>認定期間は90日間</u> ）	・求職活動申立書及びハローワーク受付票の写し
虐待やDVのおそれがあること	・配偶者からの暴力被害者保護に関する証明書等
育児休業取得中に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要	・就労証明書 （ <u>「育児休業の取得」の項目を記入すること</u> ）
その他、上記に類する状態として町が認める場合	・町が必要と認める書類

2 保育料・副食費算定のために必要な書類

町外から転入された場合やひとり親世帯等に該当する場合、下記の書類を提出してください。

提出が必要な場合	提出書類
令和6年1月2日以降に三朝町に転入した場合	令和6年度所得課税証明書 ※ <u>申込書に必要な方の個人番号を記載された方は添付を省略することができます。</u>

ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書の写し ※ <u>行政機関等に提出されている場合は添付を省略することができますので、その旨を申し出てください。</u>
同居親族に障害者手帳等（療育手帳を除く。）が交付されている場合	障害者手帳の写し ※ <u>該当者の個人番号が記載されている場合は、添付を省略することができます。</u>
同居親族に療育手帳が交付されている場合	療育手帳の写し (添付の省略はできません。)

※ひとり親家庭や同居親族に障害者手帳等が交付されている家庭の場合、階層によっては保育料が減免されることがあります。これらの家庭に該当する場合は、適切に申し出てください。

3 新規入所児童の場合に必要な書類

新規入所の場合、「新入園児状況確認票」に必要事項を記入して提出してください。（入園後の職員配置の参考とさせていただきます。）

申込書類に関するチェックリスト

下記のチェックリストにより、申込書類に不備がないか事前に確認してください。

(1) 提出書類について		
<input type="checkbox"/>	入所申込書（クリーム色の用紙）	児童1人につき、1枚を提出してください。 （内容が重なる箇所はコピー可）
<input type="checkbox"/>	保育が必要な事由を証明する書類	父母ともに必要です。 （必要な書類については、5ページ「1 保育が必要な事由を証明する書類」を参照してください。） <注意> 教育認定（1号）を希望する場合は提出不要です。
<input type="checkbox"/>	令和6年度所得課税証明書	令和6年1月2日以降に三朝町に転入した方のみ必要（父母ともに必要）です。 ただし、申込書に個人番号を記入された方は省略できます。
<input type="checkbox"/>	療育手帳の写し	同居親族に療育手帳が交付されている方がおられる場合に必ず必要です。（保育料減免を行う際の証明書類）
<input type="checkbox"/>	障害者手帳の写し	同居親族に障がいのある方がいる場合に必要です。 （保育料減免を行う際の証明書類） ただし、申込書に個人番号を記入された方は省略できます。
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書の写し	ひとり親家庭の場合に必要です。 （保育料減免を行う際の証明書類） 行政機関に提出されている場合などは、省略できます。
<input type="checkbox"/>	新入園児状況確認票	三朝町内の保育所に初めて入所する方のみ必要です。 <注意> 継続入所の方と町外施設に入所する方は提出不要です。
(2) 個人番号（マイナンバー）について		
<input type="checkbox"/>	令和7年度から新規入所の方	入所申込書（クリーム色の用紙）に個人番号の記入が必要です。
<input type="checkbox"/>	令和6年度から継続入所の方	令和6年度以前に申込書に個人番号を記入した方は、記入の必要はありません。 <注意> 令和6年度以前に申込書に記入していない方は記入が必要です。 <u>転入、出生などで同居者が追加となっている場合は、追加となった方の個人番号を記入してください。</u>
<input type="checkbox"/>	番号確認書類及び本人確認書類の添付（個人番号を記入した場合のみ）	申込書の保護者欄（表面上部）に記名した方の番号確認書類及び本人確認書類を忘れずに添付してください。（必要な書類については、2ページ「6 個人番号（マイナンバー）の記入について」を参照してください。）